

移住支援金の対象法人募集

今すぐ登録

今こそ、東京圏からのUターン人材を採用するチャンス！！

- 長崎県では、東京圏からの移住者に対し、「Nなび」に登録している法人に就職した際に「移住支援金」を支給する事業を始めています。
- 現在、この「移住支援金」の対象となる就職先として「Nなび」に掲載する県内法人の皆様を募集しています。

対象法人のメリット

東京圏からの移住者は大幅に増加中
(H26：33人→R1：381人)

- ◇ 移住支援金（100万円）の支給対象となる法人になることで、東京圏でスキルを磨いた人材（Uターン者）を獲得しやすくなります。
- ◇ 求人は、国内大手の求人検索サービスに無料で掲載されることから、法人の露出度が高まり、東京圏からの移住者以外の求職者へも周知が図られます。
- ◇ 移住支援金を受給する移住者（中途採用）を採用した場合、その採用経費（就職説明会等に係る採用担当者の旅費等）について、国の助成金を受けることができます。※詳しくは、厚生労働省HP「中途採用等支援助成金（Uターンコース）」をご確認ください。

対象法人の要件

- ・ 官公庁等でないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象法人となることできる。）
 - ・ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）
 - ・ みなし大企業でないこと
 - ・ 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）
 - ・ 雇用保険の適用事業主であること
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- ※上記要件を全て満たす法人が対象となります

対象求人の要件

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約
 - ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用
 - ・ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない
- ※対象求人は、長崎県が運営する「Nなび」に掲載することが必要

「移住支援金」の概要

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤していた方
 - ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤をしていた方
- 上記①及び②に該当する方で、長崎県内（時津町を除く）に移住し、県に登録された法人に就職した場合等に「移住支援金」が支給される制度です。

※申請は就職して3ヶ月後から可能となります。

【支給額】・2人以上の世帯の場合：100万円 ・単身の場合：60万円

● 移住支援金
についてはこちら



★登録申請は随時受け付けています。まずはお問合せください。

長崎県
地域づくり推進課（移住推進班）

TEL：095-895-2241 FAX：095-895-2559

メール：challenge@pref.nagasaki.lg.jp

対象法人の
登録申請様
式等はこち
ら



※登録申請から、求人情報掲載までの流れは裏面のとおり。

登録申請から求人情報掲載、移住支援金支給までの流れ

◎『移住支援金対象法人に係る登録申請書の提出』と『「Nなび」への法人情報、求人情報の登録』が必要です。

県内法人

①登録申請書の提出 (必須)

②対象法人認定
(県地域づくり推進課)

③法人情報登録

※既に「Nなび」に登録済みの場合は不要

マッチングサイト

ながさき県内
就職応援サイト  なび

U I ターン求職者 (東京23区)

県内「移住支援事業」実施市町

④求人情報登録 (必須)

⑥

⑧ 就業証明書の発行

ながさき県内
就職応援サイト  なび

【求人掲載無料】

- ・長崎県が提供するインターネット上の求人・求職者情報提供サービス
- ・求職者向け：県内企業の情報や求人情報を提供します。
- ・県内企業向け：求職者情報を提供（保護者等除く。）します。
- ・県内外で開催される合同企業面談会や業界研究などのイベント情報も併せて提供します。

①県地域づくり推進課へ登録申請 (実施要領様式4) ※必須

②県地域づくり推進課から対象法人の認定・通知

③対象法人がマッチングサイト (Nなび) へ法人情報の登録 ※既に「Nなび」に登録済みの場合は不要

④対象法人がマッチングサイト (Nなび) へ求人情報の登録 ※必須

⑤U I ターン求職者が求人情報を閲覧

⑥対象法人への応募、面接、採用、移住、就業

⑦移住支援金の申請 (就業から3ヶ月経過後)

⑧就業証明書の発行 (様式2) 申請者経由で市町へ提出

⑨移住支援金の支給

※赤字が対象法人が行う手続きです。